

上総千葉氏の族的 position と丹後守護補任の背景について

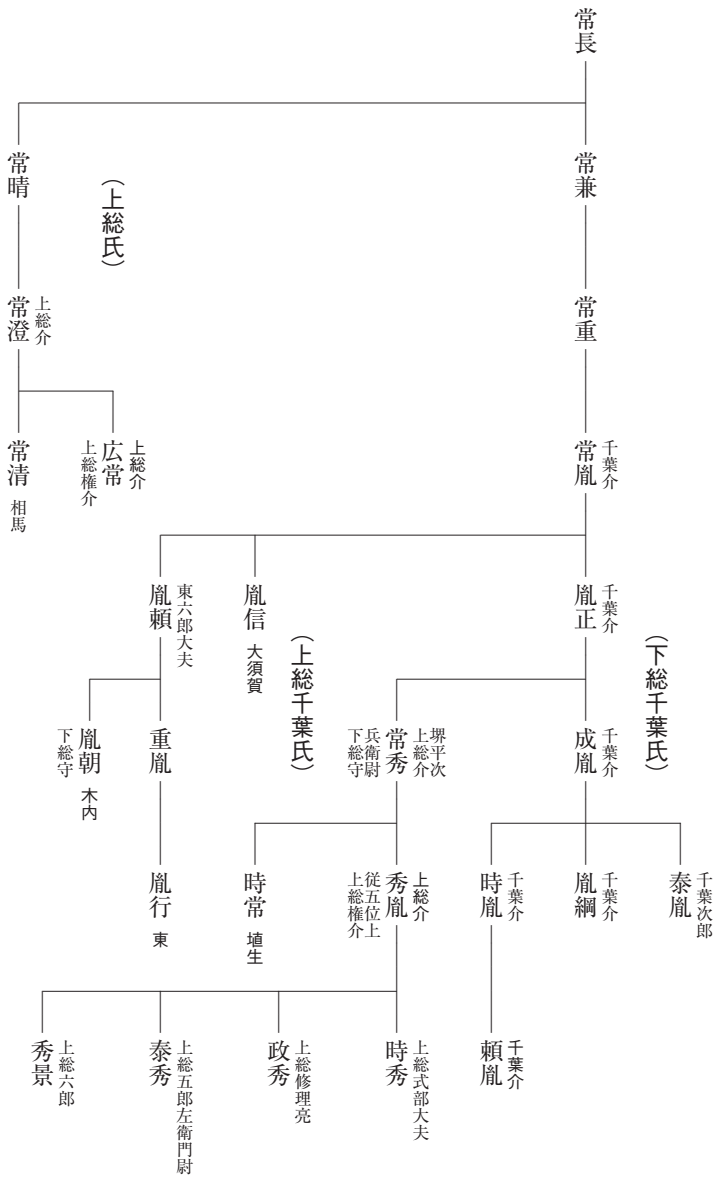
野口 実

はじめに

成立期、すなわち鎌倉時代前期の千葉氏について考察に際し、その本流として評価すべきなのが常胤の孫のうち、成胤系（千葉介系）になるのか、常秀系（上総千葉氏）になるのか、以前からおおいに気になる^①ところがあった。

鎌倉幕府の成立期に活躍して有力御家人となった武士は、必ずしも頼朝拳兵以前から彼の一族を率いる立場にあったわけではなく、内乱やその後の権力闘争に勝ち残った者であった^②。そして、その後、彼らの直系子孫たちは、一族内における正統性を主張しようとする意図のもとに、あたかも幕府成立以前から、その名字（苗字）を名乗る家が存在し、嫡子が伝統的な称号を継承していったかのような物語を創作したようである。このことについては、鎌倉時代中期以降の千葉介家における妙見信仰に基づく一族統制のための説話創作の実態について述べたことがある^③。後世に成立した系図の人名に付せられた名字も十二世紀半ば以前に活動した人物のものについては、未だ

〔千葉氏略系図〕



家名としてとらえるべきではなく、単に居住地に基づく呼称か、前述したような意図による可能性も考慮すべきであらう。

本稿では、そのようなことを前提に、冒頭に述べた千葉介家と上総千葉氏の問題について検討を加えてみたい。

注

(1) 常秀系千葉氏を「上総千葉氏」と呼ぶべきことや、その史料所見、存在形態については、拙稿「上総千葉氏について」(拙著『増補改訂 中世東国武士団の研究』(戎光祥出版、二〇二二年、初出は一九八四年)・同「上総千葉氏の盛衰」(拙編『千葉氏の研究』名著出版、二〇〇〇年、初出は一九八六年)で述べた。以下、上総千葉氏に関する事実関係・史料所見については、注記のない限り、この二つの拙文を参照されたい。

(2) たとえば、甲斐源氏における武田信光や小笠原長清など(拙稿「源平内乱期における「甲斐源氏」の再評価」拙著『東国武士と京都』同成社、二〇一五年、初出は二〇一一年)。

(3) 拙稿「千葉氏の嫡宗権と妙見信仰―『源平闘諍録』成立の前提―」(拙編『千葉氏の研究』、初出は一九九八年)。

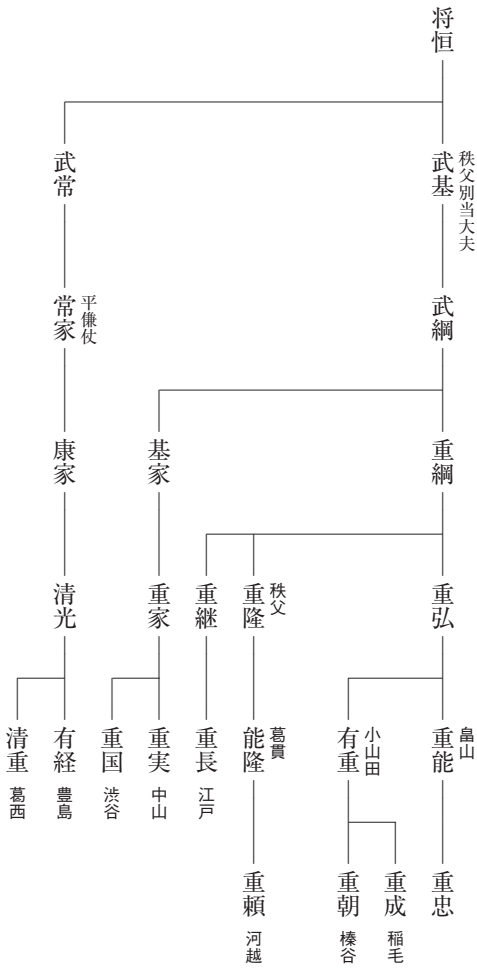
一 官位と族長

この時代、地方の武士は本領の地名を名字として名乗りはしたものの、下野の小山政光の所領・所職が子息の小山朝政と長沼宗政らに継承されたように^①、その家職や家産は分割相続されるのが常であり、名字の継承は必ずしも後世にいうところの嫡流あるいは宗家の継承を意味しなかった。それが一般化するのには、幕府による御家人に対す

る賦課の便宜上制度化された「惣領制」によるのである。⁽²⁾

たしかに、鎌倉幕府成立以前の武蔵国では同国の留守所惣検校職を継承するのが秩父家の正統な後継者として意識されたようだが、その名字は「河越」であったり「畠山」であったり不定であった。それが、鎌倉幕府の成立後、畠山重忠の滅亡などを経て嘉禄二年（一二二六）、幕府によって河超重員が留守所惣検校職に任じられたことにより、ようやく秩父平氏の嫡流＝河越氏の図式が定着するのである。⁽³⁾

〈秩父平氏略系図〉



親のもつ所職のうちでもっとも重要なものと、それに付随するもっとも多くの所領を継承した者を嫡子とみなすべきことは明らかだが、治承〜文治内乱期には、在来の上回る所職や所領を新恩として獲得するケースも多かった。千葉氏はその最たる存在といえるのである。

治承四年（一一八〇）、源頼朝の挙兵に参向した段階における千葉常胤とその子息・孫たちの所領・所職は名土地である下総国千葉庄のほか、常胤の下総権介職に伴う同国国分寺と上総国山辺北郡堺（境）郷に過ぎなかった。それが、寿永二年（一一八三）末、千葉氏も含まれる両総平氏の族長であった上総権介広常が頼朝から誅殺された際、広常の帯していた在庁所職とともにその遺領の大半を与えられ、さらに平家追討と奥州合戦の勲功によって列島各地に多くの所領・所職を獲得したのである。そこには、父の代、あるいはそれ以前から継承してきた千葉庄や下総権介職よりも重要な所領・所職が含まれていた。それらを含めて、常胤の有した所領・所職を最も多く継承した者こそが嫡系の継承者に位置づけられることになるであろう。

かつて貫達人は族長権の淵源を官位に求めた。^①これにしたがえば、武蔵国の武士団である秩父家の家長権は武蔵国在庁の最上位である留守所惣檢校職を帯する人物に帰属すると結論づけられる。これは在庁所職に留まらず、中央の官職にも敷衍できるところであろう。

建久元年（一一九〇）、挙兵後初めて上洛を遂げた源頼朝は、勲功の多い御家人を挙申すべしという院命に応え、十名の御家人が左右兵衛・衛門尉に挙任されている（『吾妻鏡』同年十二月十一日条）。

具体的に見ていくと、左兵衛尉の葛西清重、左衛門尉の和田義盛・佐原義連・足立遠元、右衛門尉の小山朝政・比企能員は本人が補任されているが、左兵衛尉の梶原景茂・八田朝重（知重）と右兵衛尉の三浦義村は、父からの「讓」であった。父の譲りを受けた者のうち梶原景茂はすでに兄の景季が左衛門尉に任官していたから措くとして、

八田知重と三浦義村は、後に八田・三浦氏の家督を継いでいる。この時、常秀は祖父常胤の勲功賞を譲られて左兵衛尉に任じられた。とするならば、千葉氏の場合も常胤は常秀を後継者とみていたことになるであろう。

ただし、この時代の京官は基本的に在京奉公が義務づけられていたから、任官以前に一定の在京活動の経験が必須であったものと考えられる。したがって、当時の地方武家が在京・在国（在地）の分業を行っていたことを踏まえると、一族内で在京活動を担っていた者が京官を得やすかったという側面があったことも留意する必要がある。⁵⁾しかし、下総における千葉氏同様に相模の在庁官人であった三浦氏の義村がここで任官していることを見ると、当時の東国の有力武士は将来の家督継承者を少年期に在京させることが常態であったようであるから、やはり常秀は常胤の嫡孫に値する存在だったのであろう。鎌倉時代末期の段階で、常胤系の正統として位置づけられている成胤（系図では常秀の兄に置かれる）について『源平闘諍録』（巻第五の二）が「常胤の）孫たりといへども養子たるに依って」と述べているのも気になるところである。

一方、『吾妻鏡』による限り、頼朝から発給された書状を受け継ぎ、元永年間（一一一八―一一二〇）に先祖千葉大夫（常兼or常重）が補された千葉庄検非違所の職を根拠とする下総守護職に補されて千葉介を称した成胤こそが本流に見える。しかし、近年、宝治合戦で常秀の子秀胤が滅亡した後、妙見信仰を利するかたちで千葉氏一族のイデオロギー的な再編が行われたことが指摘され、『源平闘諍録』はそこで作り上げられた説話の採り入れられた千葉氏版『平家物語』であることが論じられており、また『吾妻鏡』の書誌的な研究が進められて、その記述に得宗専制下における政治思潮による史実の改変や捏造のみられることや、当時の有力御家人諸氏の家伝が取り込まれていることなどが明らかにされている。⁷⁾

常秀は兄の成胤が「千葉介」すなわち千葉庄を本拠とする下総権介で、おそらく位階も六位であったのに対して、

治承・寿永内乱においては常胤に従って鎮西にまで転戦し、その譲りをを得て建久元年（一一九〇）に左兵衛尉に任じられたのを皮切りに、下総守に任じられて官制的には兄の上位に達している。さらにその子秀胤は千葉氏一族ではただ一人評定衆に列し、位階も従五位上にいたって、鎌倉將軍家において諸大夫の身分を獲得しているのである。⁽⁸⁾

注

- (1) 拙著『坂東武士団の成立と発展』（戎光祥出版、二〇一三年、初出は一九八二年）。
- (2) 羽下徳彦『惣領制』（至文堂、一九六六年）。
- (3) 埼玉県立嵐山史跡の博物館・葛飾区立郷土と天文の博物館編『秩父平氏の盛衰―畠山重忠と葛西清重―』（勉誠出版、二〇一二年）、岡田清一編『河越氏の研究』（名著出版、二〇〇三年）など。
- (4) 貫達人「官位と族長」（『三浦古文化』第四号、一九六四年）。
- (5) たとえば、北条氏では時政が無官であったあいだに、在京経験の豊富な弟の時定が兼仗から兵衛尉を経て左衛門尉にいたっている（『吾妻鏡』建久四年二月二十五日条）。
- (6) 拙稿「千葉氏の嫡宗権と妙見信仰―『源平闘諍録』成立の前提―」、岡野浩二「千葉氏妙見信仰の政治史的考察」（『古代文化』第七三卷第二号、二〇二一年）。
- (7) 「『吾妻鏡』の文学的達成」（灘中学校・高等学校『教育研究紀要』第8号、二〇一八年）をはじめとする『吾妻鏡』の書誌に関する数本勝治氏の一連の研究や高橋恵美子『中世結城氏の家伝と軍記』（勉誠出版、二〇一〇年）などを参照のこと。
- (8) 関東御家人の諸大夫身分獲得の条件については、青山幹哉「王朝官職にみる鎌倉幕府の秩序」（『年報中世史研究』第一〇

号、一九八五年)を参照されたい。なお、旧稿で漏れた秀胤の史料所見として、『葉黄記』宝治元年六月十五日条に「昨日
関東飛脚到来、上総介秀胤被誅罰了」、「百練抄」同十四日条に「関東飛脚到来、去九日上総介秀胤被誅罰云々」とあること
を付け加えておく。

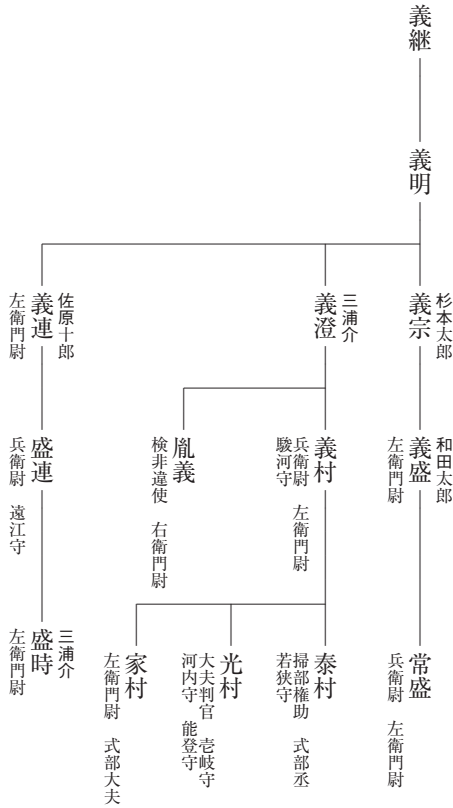
二 関東御家人の「家」の成立

一族の長、すなわち惣領・家督には、族内で最高の官位にある者が就くのが通例であるとすれば、常秀―秀胤系こそが、千葉氏の本流だったと考えざるを得ない。しかし、常胤の称していた「千葉介」の名乗りは成胤が継承している。これまで、私はこのことについて、千葉氏を含む両総平氏一族全体の族長であった上総権介広常が帯していた所職と遺領の過半を頼朝から与えられた常胤が、これを常秀に譲与したという理解をもって、千葉氏惣領の成胤と両総平氏族長の常秀が二元的な形で存在していたというような、やや不明確な説明をおこなってきた。しかし、源頼朝による幕府草創以前から、東国武士社会には確固とした族長権に基づく武士の一族(あいまいな表現ながら、いわゆる「武士団」)あるいは「家」が成立していたのであろうか。

これを、比較的千葉氏に近い存在形態を示していたと思われる相模の三浦氏と比較してみよう。頼朝拳兵段階で活躍したのは高齢の三浦義明であった。彼の後を継いだ義澄は頼朝の鎌倉入部後、「三浦介」を名乗るようになる。しかし、正式な形で相模介の官を帯していなかったためか(『吾妻鏡』建久三年七月二十六日条)、一族の統制には苦慮したようで、頼朝は三浦一族に対して、義澄の支配に従うように特に命令を下さざるを得ない有様であった(同建久四年正月二十日条)。しかし、彼の弟や甥たちはそれぞれ本領の地名を名字とし、御家人として自立していた。

とくに弟の義連（佐原十郎）と甥の義盛（和田太郎）は、前述したように建久元年、頼朝の拳申によって左衛門尉に任じて、官制上は義澄の嫡子義村の上位に位置することになった。

〔三浦氏略系図〕



また、幕府の職制の上からも義澄が相模守護であったのに対して和田義盛はその統制を担う侍所別当の地位にあったから、慈円が『愚管抄』（巻第六）に「義盛左衛門ト云三浦ノ長者」と記したように、やがては三浦一族の族長の地位も義盛に帰してしまったような状況となつたらしい。

次に注目したいのは三浦一族の諱（実名）である。義澄の世代まではすべて「義」の字を通字にしている。ところが、三浦氏の嫡系は義村以降は「村」、和田氏は「盛」、佐原氏は「連」を通字としている。結局、和田氏は建保合戦（一二一三年）に敗れ、北条氏と協調して有力御家人としての地位を確立した義村―泰村の系統が三浦一族の惣領の地位を確立したものの、宝治合戦で泰村が滅亡するという経過を辿ることになるのだが、それはさておいて、千葉氏にも同様の現象がみられるのである。

すなわち、千葉介を称した成胤の子孫は一貫して「胤」を名の通字に用いるのであるが、常秀の子は秀胤・時常、秀胤の子は時秀・政秀・泰秀・秀景と、この系統は「秀」を通字とするようになる。新たな御家人の家の創始とみてよいだろう。^①

とすると、この系統を従来のように千葉氏の枠の中に収めておくのは、その評価にフィルターをかけてしまうようなことになるのかも知れない。三浦一族における和田義盛と同じような評価が求められるのではないだろうか。

常秀は頼朝拳兵以前にすでに上総国山辺北郡堺（境）郷を与えられ「堺（境）平次」と称していた。当時は、のちに千葉介を継ぐ兄の成胤も「加曾利冠者」と呼ばれており、千葉庄内の加曾利郷に住んでいたことが分かる。^②常胤が千葉氏の家督であったあいだは、嫡子である胤正は千葉館にいても、常胤の孫の世代は庶子たちと同様、既に分立していたのである。高橋秀樹氏が指摘しているように、この時代の在地領主層は家を継承する父子が必ずしも同時に同じ名字を名乗ろうとはしていないのである。^③

堺も和田と同じように狭小な所領の地名である。とすれば、三浦一族における和田氏のように、有力御家人堺氏が成立し、和田義盛のように、常秀が千葉一族の「長者」と位置づけられるようになっても不思議ではないことになる。実際、『吾妻鏡』における常秀は元暦元年（一一八四）八月八日条に「堺平次常秀」として初出して以後、千葉と堺（境）の両様の名字で登場し、承久元年（一二一九）にいたっても「堺兵衛尉常秀」と記されている。その間、彼は頼朝の参内に供奉したり（建久六年五月二十日条）、畠山重忠討軍後陣の大將軍として千葉一族を率いる（元久二年六月二十二日条）などの活動を行っており、有力御家人堺氏の存在は歴然たるものであったといえるのである。

ところが次の世代の秀胤は、初出条（承久元年七月十九日条）に「堺兵衛太郎」とあるものの、それ以降は「上総介」ないし「上総権介」の肩書きだけで表記されるようになる。これはかつての広常と同じで、こうなると「上総氏」と呼びたくなる。秀胤の弟の時常は常秀から下総国埴生庄を与えられて「埴生次郎」と称しようだが、宝治元年六月七日条には「下総次郎時常」と見える。これは常秀の最終的な官職が下総守であったことに基づく（常秀の下総守補任は『明月記』嘉禄元年（一二二五）正月二十四日条の春除目の記事によって明らかである）。

秀胤の子の世代になると時秀が「上総式部丞」、政秀が「上総修理亮」、泰秀が「上総五郎左衛門尉」、秀景が「上総六郎」というように、上総が家名として定着しつつあったように見える。ちなみに、式部丞や修理亮といった官職は、彼らが「侍」身分を脱して「諸大夫」のステイタスを得ていたことを明確に示すものである。⁴⁾

注

（一）それと並行する形で、上総氏系の一族の一部にも「秀」を名の一字として用いる者が現れるようになる。これは、かれら

が上総千葉氏に従属したことを示すものとみてよいだろう。このことについては、拙稿「上総千葉氏について」・同「吾妻鏡」における人名表記（拙著『増補改訂 中世東国武士団の研究』（初出は一九九二年）で指摘したことがある。

(2) 『源平闘諍録』巻第五の二。福田豊彦「『源平闘諍録』その千葉氏関係の説話を中心として」（『東京工業大学人文論叢』第

一号、一九七五年）および『日本歴史地名大系 第一二巻 千葉県の地名』（平凡社、一九九六年）を参照されたい。

(3) 高橋秀樹「中世の家と女性」（『岩波講座日本歴史 第7巻 中世2』（岩波書店、二〇一四年）。

(4) 青山幹哉「王朝官職にみる鎌倉幕府の秩序」。

三 丹後守護職と在京活動

『吾妻鏡』や流布本の『承久記』によると、承久の乱に際して、千葉介胤綱が東海道軍第五陣の大將軍をつとめている。しかし、この時、胤綱は弱冠十四歳で、実質的な任務を担ったのは後見的な立場にあった一族の主要人物とみてよい。慈光寺本『承久記』は第五陣大將軍を「紀内殿」と「千葉次郎」としており、前者は木内胤朝と確定でき、後者は胤綱の庶兄とみられる泰胤であろうことを論じたことがある。⁽¹⁾

元久二年（一二〇五）六月の畠山重忠追討の際、常秀は大須賀・相馬・東氏ら千葉氏一族を率いる形で後陣の大將軍をつとめたが、承久の乱ではその任にあたらなかった。しかし、彼が西上した幕府軍に従っていたことは、『承久三年四年日次記』に、入京目前の幕府軍のもとに義時追討の宣旨を召し返す旨を伝える使者が訪れたとき、これを六条河原で迎えた「海道手」（東海道軍）の武士として「武藏守泰時、駿河守義村」に次いで「堺兵衛尉常秀」と見えることから明らかである。泰時は全軍の大將軍であり、三浦義村がその舅として後見の任にあったことを踏

まえると、幕府軍の「海道手」において常秀がかなり重要な立場にあったことがうかがえるのである。

乱後の恩賞で、木内胤朝を始めとする千葉氏一族が西国各所に多くの新恩所領を得たことが知られるが、これらで常秀の所領獲得については一切知見が得られなかった。ところが、おどろくべき発見があった。近年学界に紹介された兵庫県丹波篠山市教育委員会所蔵「貞永式目追加」(「青山文庫本貞永式目追加」に含まれる「国々守護事」に常秀が上総と丹後の守護であったことが記されていたのである。木下竜馬氏によれば、これは嘉禎四年(一二三八)閏二月から三月に作成されたもので、諸国の守護としてあげられているほとんどの人物の官途表記は整合性がとれるという。ちなみに、常秀は「上総介」として所見する。

常秀の上総守護(あるいは守護に類する在庁所職)補任時期については、ともに上総広常の遺領の多くを継承した和田義盛の滅亡の前からか後からなのか不明確であった。伊藤邦彦氏は、『千葉大系図』(近世成立)に嘉祿二年(一二二六)にいたって常秀が和田義盛の遺領を賜り、上総守護に補され、上総介に任じたこととあることに否定的な見解を示しているが、これは嘉祿二年に常秀が上総介に任じられたという伝承にかけて、義盛からの所職(上総守護)継承を述べたものと考えてもよいのではなからうか。ちなみに、『吾妻鏡』における常秀の「上総介」としての初見は嘉禎元年(一二三五)六月二十九日条である。彼は嘉祿元年の春の除目で下総守に任じているから(『明月記』同年正月二十四日条)、上総介への補任は不可解ではない。しかし、菊池紳一氏の指摘するように、常秀の上総介は「上総権介」の略称である可能性が高い。⁴⁾

いずれにしても、一二三〇年代に常秀が上総のみならず丹後にも守護職を有していたことは重要である。その契機は承久の乱による恩賞であろう。千葉介家も十三世紀後半以降、伊賀国守護を世襲していたことが明らかであるにもかかわらず、その始点が不明であったのだが、この史料によって、この時点で既にその職にあったことが明らか

かになったから、やはり承久の乱後からということになる。なお、千葉介家が肥前小城郡の惣地頭職を有し、大番役で在京している間に、この所領からの訴訟に対応したことなど、鎌倉時代における千葉介の在京活動や西国所領については既によく知られるところである。⁵⁾

常秀も鎮西に千葉介以上の所領を有していたことが知られる。彼は、頼朝の代官として平家の追討にあたった頼朝の参謀格として、のちに「鎮西守護人」と評されるほどの活躍をみせた高齢の祖父常胤を助けて薩摩・大隅にいたる占領地の軍政に従っていたから、配分された所領も多かったのであろう。⁶⁾ 前述のように常胤の「讓」で左兵衛尉に任じたことの背景として彼が少年期に在京していたことが想定されるが、その時に鎮西出身の武士との間に結んだ「一所傍輩のネットワーク」(同じ権門に祇候したことによって生じた縁)も功を奏したのかも知れない。常秀は丹後の武士とも何か由縁があったのだろうか。当然、国内の要地に守護領として地頭職を得たはずなのだが、史料はまったくのこされていまいようである。『吾妻鏡』における所見でも、五年以上の空白が、承元元年(一二二〇七)三月三日条以降から、在世が確認できる最後の記事の見える嘉禎二年(一二三六)八月四日条までの間に三度もある。これは同書編纂時に常秀にかんする記録がのこされていなかったことにもよるのであろうが、西国守護⁷⁾は在京が原則であったから、常秀が関東に不在であったことによるところも大きいであろう。

注

(1) 拙稿「慈光寺本『承久記』の史料的評価に関する一考察」(拙編『承久の乱の構造と展開』戎光祥出版、二〇一九年、初出は二〇〇五年)。

(2) 渡邊正男「丹波篠山市教育委員会所蔵「貞永式目追加」」(『史学雑誌』第一二八編第九号、二〇一九年)・木下竜馬「新出

鎌倉幕府法令集についての一考察」〔古文書研究〕第八八号、二〇一九年。この史料は鎌倉時代の政治史・守護研究に大きなインパクトを与える内容を持つが、私にとつては安房の守護が三浦義村に確定できたことが大きな収穫であった。なお、本史料については、木村修氏が『成田市史研究』第四号に「研究余話」として寄稿された「埴生次郎時常と父千葉常秀・兄秀胤―埴生神社神輿の奉納者と一族―」に紹介され、私の旧稿を踏まえて適切なコメントを加えておられる。

(3) 伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究』【国別考証編】(岩田書院、二〇一〇年)。

(4) 菊池紳一「房総三か国の国司について―鎌倉時代を中心に―」(『千葉県史研究』第一一号、二〇〇三年)。

(5) 湯浅治久「肥前千葉氏に関する基礎的考察―地域と交流の視点から―」(拙編『千葉氏の研究』、初出は一九九七年)・拙稿「京都のなかの鎌倉」(福田豊彦・関幸彦編『鎌倉』の時代』山川出版社、二〇一五年)。

(6) 鎮西における千葉常胤の活動については、拙稿「地頭―川合康氏の地頭論と社会史の視角から」(『歴史と地理』第四九三号、一九九六年)を参照されたい。

(7) 千葉氏関係の家伝などの材料は、惣領である千葉介家から提出されたものと思われるが、すでにその段階で千葉介家の正統性の主張に抵触する可能性のある常秀系にかなする記録が削除されていたという可能性も十分に考えられる。

むすびにかえて―権威称号「上総介」の継承

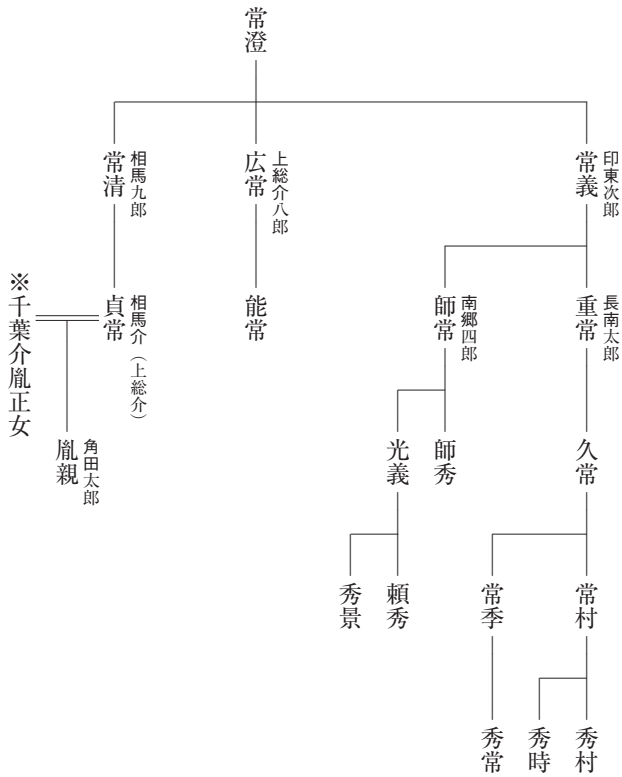
旧稿でも注目したが、常秀の後を襲った秀胤は、位階は従五位上、その子息たちも諸大夫として順調に立身させ、千葉氏一族ではただ一人評定衆に連なることを得たにもかかわらず、自らの官職は上総権介にとどまったようである。『吾妻鏡』には「上総介」としても所見するが、これは「上総権介」の略であろう。源頼朝が挙兵した当時、

坂東最大の武士団を構成していたと目される上総広常が「上総介広常」と表記されたことについて、これは「千葉介」や「三浦介」が千葉庄・三浦郡を本拠地とするとともに在庁として住国の「介」ないし「権介」を称したことによる一種の称号のようなものとみるべきであると述べたことがあるが、⁽¹⁾秀胤の場合も同様であろう。常秀もこうした意味における「上総介」を称していたことは前述したとおりである。かつて私は、この、おそらく両総平氏系一族の観念的な族長的立場を意味する「上総介」の称号は、ストレートに千葉氏系に継承されたわけではなく、広常滅亡直後の段階に、その弟である常清の系統にうつり、ここからさらに千葉氏系にわたった可能性の高いことを論じたことがあった。⁽²⁾

ところで、近年、この「上総介」の称号が、上総国における伝統的な権威を示す称号として、中世後期にいたるまで、継承・再生産され続けていたことを明らかにした論文が発表された。石橋一展氏の「享徳の乱前後における上総および千葉一族―千葉次郎と上総介―」（『千葉いまむかし』第二七号、二〇一四年）である。上総千葉氏滅亡後も角田（すだ）氏・長南氏ら上総氏系の血脈を受け継ぐものが一定の勢力を保ち、これを戦国期の上総武田氏が継承したとする興味深い展望が示されている。角田氏が西遷して室町時代に幕府の奉公衆に列したことは知られていたが、⁽³⁾在地に残った一族の子孫が十五世紀にいたって長南武田氏と姻戚関係を結んでいたことも指摘されており、⁽⁴⁾石橋氏の論に整合して興味深い。

ここで想起されるのは、『笠森寺縁起』などとして上総地方に伝えられた平忠常や上総・千葉氏に関する伝承である。⁽⁵⁾忠常も「前上総介」であり（『百練抄』・『日本紀略』など）、上総氏・千葉氏がその子孫であることから、彼こそが中世上総において一種の地域王権の表象として観念化された「上総介」のルーツと見なされよう。下総地方における「千葉介」同様、上総においては「上総介」が長く人々の意識に、その権威を保ち続けたのであろう。

〔上総氏一族略系図〕



※中条家文書「桓武平氏譜流系図」

- (1) 拙稿「平家打倒に立ち上がった上総広常」(拙著『増補改訂 中世東国武士団の研究』初出は一九九二年)。
- (2) 拙稿「中世東国武家社会における苗字の継承と再生産」吉川本『吾妻鏡』文治二年六月十一日条の「相馬介」をめぐって」(拙編『千葉氏の研究』、初出は一九九七年)。
- (3) 拙稿「中世東国武家社会における苗字の継承と再生産」吉川本『吾妻鏡』文治二年六月十一日条の「相馬介」をめぐって」同『玉藻前』と上総介・三浦介」(『朱』第四四号、二〇〇一年)。
- (4) 嶺島英寿「茂原市編纂事業の活動(中世史調査その二)」(『広報もばら』No.1100、二〇二一年)。
- (5) 拙稿『笠森寺縁起』にみる平忠常と上総・千葉氏の記憶」(京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』第三三号、二〇二〇年)。

〈キーワード〉

千葉氏 上総介 鎌倉幕府 御家人制